

予算の配分基準ポイント

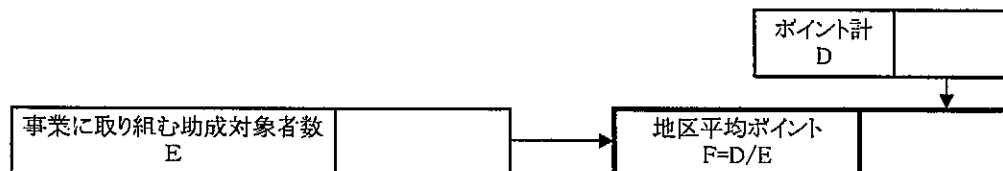
1 配分基準ポイント

(単位:人、経営体)

配 分 基 準 項 目		助成対象者数 A	点数 B	ポイント C=A×B
① 付加価値額の拡大	ア 現状ポイント 直近の付加価値額が(ア)又は(イ)のいずれかとなっている。ただし、⑦の新規就農ポイントの加点を受ける者は除く。 (ア)直近年度の付加価値額			
	a 基準額(600万円)以上		1点	
	b 基準額の50%増し(900万円)以上		2点	
	c 基準額の100%増し(1,200万円)以上		3点	
	d 基準額の200%増し(1,800万円)以上		4点	
	e 基準額の300%増し(2,400万円)以上		5点	
	f 基準額の400%増し(3,000万円)以上		6点	
	(イ)直近年度の就業者1人当たり付加価値額			
	a 基準額(250万円)以上		1点	
	b 基準額の25%増し(313万円)以上		2点	
	c 基準額の50%増し(375万円)以上		3点	
	d 基準額の100%増し(500万円)以上		4点	
	e 基準額の150%増し(625万円)以上		5点	
	f 基準額の200%増し(750万円)以上		6点	
	(注)臨時雇用は延べ240人・日を1人として算定(小数点第2位を四捨五入)。			
	イ 目標ポイント ⑦の新規就農ポイントの加点を受ける者にあつては(イ)、その他の者は(ア)の取組に該当している。 (ア)目標年度までの付加価値額又は就業者1人当たりの付加価値額の拡大率			
	a 13%以上		1点	
	b 15%以上		2点	
	c 20%以上		3点	
	d 25%以上		4点	
	e 30%以上		5点	
	f 35%以上		6点	
	g 40%以上		7点	

		(イ) 目標年度の付加価値額			
		a 基準額(目標年度における就農後経過年数×50万円)以上		2点	
		b 基準額の10%増し以上		3点	
		c 基準額の20%増し以上		4点	
		d 基準額の30%増し以上		5点	
		e 基準額の40%増し以上		6点	
②	経営面積の拡大	事業実施前3年度内に経営面積の拡大に取り組み、3年度前より経営面積が拡大しており、アからオまでのいずれかの取組に該当している。			
		ア 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		5点	
		イ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		4点	
		ウ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けており、かつ、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている、又は目標年度に現状より4ha(施設園芸作の場合は20%、果樹作の場合は10%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		3点	
		エ 農地中間管理機構から貸借権等の設定等を受けている、又は目標年度に現状より2ha(施設園芸作の場合は10%、果樹作の場合は5%)以上の経営面積の拡大を行うこととしている。		2点	
		オ 上記アからエまでに該当しない経営体で、目標年度に現状より経営面積の拡大を行うこととしている。		1点	
③	農産物の価値向上	事業実施前3年度内に新品種の導入、栽培管理技術の改善、新たな加工又は販売の取組等により、農産物の価値の向上等に取り組んでいる。 以下に該当する場合は、加点する。		1点	
		有機JASの認証を受けている		1点	
④	農業経営の複合化	ア 土地利用型作物の生産、園芸作物の生産などを組み合わせ、複合的に経営を展開している。		1点	
		イ 事業実施前3年度内に経営面積又は農産物売上高(農産物の生産・加工に係る売上高をいう。以下同じ。)の3割以上の品目転換を行っている又は目標年度までに行うこととしている。		1点	
⑤	経営管理の高度化	以下に該当する場合はそれぞれ加点する。			
		ア 現在、法人化している又は目標年度までに法人化することとしている。		2点	
		イ GLOBALG. A. P. 又はASIAGAPの認証を取得している。		1点	
⑥	輸出の取組	農産物の輸出を行う(他者との連携による取組を含む。)。以下に該当する場合は、それぞれ加点する。		1点	
		a 現在、農産物の輸出の取組(他者との連携による取組を含む。)を行っている。		1点	
		b 輸出事業計画(GFPグローバル産地計画)の認定を受けている、又は認定を受けた輸出事業計画に連携者として位置付けられている。		1点	
		c 目標年度までに農産物売上高の15%以上を輸出に振り向ける。		1点	

⑦	新規就農	事業実施年度に就農する者又は就農後5年度以内の者である。 ただし、認定就農者である場合に限る。		2点	
		以下に該当する場合は、それぞれ加点する。			
		a 50歳までに就農した者である場合(法人にあつては、役員の過半が50歳以下である場合に限る。)		3点	
		b 農業次世代人材投資資金(経営開始型)等の交付期間中に経営を发展させて交付を終了した者である場合		1点	
⑧	農業者の育成	農業研修生(国内で農業を生業とする予定の者に限り、外国人技能実習制度に基づく者を除く。)を受け入れている。		1点	
		以下に該当する場合は、それぞれ加点する。			
		a 就農に向けて必要な技術等を習得できる経営体として都道府県が認めた者である場合		1点	
		b aの加点対象者が受け入れた農業研修生が、過去5年以内に研修を終了して独立し、認定就農者又は認定農業者となった場合		独立した農業研修生1名につき1点 (上限3点)	
⑨	女性の取組	以下のいずれかに該当する取組である。 ア 女性農業者(自らが農業経営を行っている又は部門間で区分経理を行っている場合に当該部門の責任者である者に限る。) イ 代表者が女性である又は役員若しくは構成員のうち女性が過半を占める法人又は任意組織 ウ 法人又は任意組織であつて、部門間で区分経理を行っており、女性が当該部門の責任者であるもの		3点	



【記載要領】

- ・事業に取り組む助成対象者の経営状況について作成すること。なお、「1 配分ポイント」については、別紙様式第3号別添1「融資主体型補助事業実施内容(内訳)」の提出をもって代えることができるものとする。
- ・配分基準表に係るポイントの算定に当たっては、事業実施地区内の状況について記載すること。